

審議（１）

出産育児一時金の 改定について



令和 5 年 1 月 2 6 日
協働経済部 国保年金課

○出産育児一時金の改定の概要

出産育児一時金

健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される。

健康保険法施行令の改正

健康保険法施行令が改正予定であり、令和5年4月1日から、8万円の増額される。

40.8万円 → 48.8万円（＋8万円）

市町村国保は条例で規定

市町村国保は、国民健康保険法に基づき、条例で出産育児一時金の金額を規定する。

40.8万円 → 48.8万円（＋8万円）とする。

○出産育児一時金の改定の経過

平成21年10月

総額38万円
35万円+3万円

→

総額42万円
39万円+3万円↑産科医療補償制度掛金分
(以下同じ)

平成27年 1月

総額42万円
39万円+3万円

→

総額42万円
40.4万円+1.6万円

令和 4年 1月

総額42万円
40.4万円+1.6万円

→

総額42万円
40.8万円+1.2万円

令和 5年 4月

総額42万円
40.8万円+1.2万円

→

総額50万円
48.8万円+1.2万円

○改定の趣旨、出産費用の状況

子育て世帯への支援の強化として

出産費用の状況 出産費用は年々増加

増加する出産費用の負担を軽減する。

(単位：万円)

全国・全施設平均



※正常分娩のみ。

室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く。

○出産育児一時金の財源

現行		割合	参考例
	一般会計繰入金	2/3	28.0万円
	保険料等	1/3	14.0万円
	合計		42.0万円

改正後		割合等	参考例
	一般会計繰入金	2/3	33.3万円
	国庫補助金 ※	1件5千円	0.5万円
	保険料等	残余	16.2万円
	合計		50.0万円

※令和5年度限りの措置。

令和6年度からは、
後期高齢者医療制度からの支援を予定。

○保険料等への影響

令和5年度の支給件数は75件、
被保険者数は27,100人と見込んでいる。

出産育児一時金の増加

1件あたり	件数（見込）	出産育児一時金
+8万円	75件	+600万円

(8万円×75件)

保険料等への影響

保険料等	被保険者数 （見込）	1人あたり 年間
+163万円	27,100人	<u>+60円</u>

(163万円÷27,100人)

○社会保障審議会・医療保険部会における議論

出産費用の見える化 【国において検討】

- 利用者において、出産費用の情報収集が難しい。
- 出産費用の増加はさらなる分析が求められる。

⇒利用者があらかじめ費用やサービスを踏まえ
適切に医療機関等を選択できる環境を整備

新たにHPを設け、医療機関等ごとに、

- 平均入院日数
- 出産費用の平均額
- 医療機関等の特色、サービスの内容
等の公表を検討

「令和6年4月を目途に実施すべき」

○条例改正案

現行	改正後
<p>(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>

(参考) 国民健康保険規則

<p>(出産育児一時金の加算) 第26条の2 条例第6条に規定する出産 育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、12,000円を加算する。</p>

令和5年4月から

審議（１）

出産育児一時金の 改定について

